

# 《重要なお知らせ》

令和6年度から**利用料金の納付時期、キャンセル時の利用料金の返還額**について変更します。

変更内容は以下のとおりです。(文中のアマチュアスポーツはアマスポと明記します。)

## 1 利用料金の納付時期について(アマスポ以外入場料有料、商品宣伝目的)

次表の対象行事に該当する行事は、体育館利用料金の納付時期を、利用日の「10日前」から「**6か月前**」に変更します。

なお、4月～8月の対象行事に該当する利用者については、内定通知に同封の利用申込書に記載の利用料金を、納付時期までにお支払いください。

施設	対象行事	適用時期	納付時期
大アリーナ 小アリーナ 武道場	・アマスポ以外 入場料有料 ・商品宣伝目的	令和6年4月1日 以降に実施する行事	現行 → 利用の10日前 変更後 → <b>利用の6か月前</b>

また、上記対象行事に該当しない全ての行事についても、利用日の10日前までに振込または現金でお支払いください。

＜納付時期の具体例＞

例1：令和6年11月20日から大アリーナと大会議室を商品宣伝目的で使用する場合

①令和6年4月20日までに利用料金を記載した、利用申込書を郵送します。

※請求書が必要な方は宛名、郵送先などをお知らせください。

②6か月前となる令和6年5月20日までに記載の利用料金を納付してください。

③利用日の2か月前までに打合せを実施し、既に納付済の金額に追加がある場合は、請求日の翌日までにお支払いください。

令和6年								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
①体育館から 利用申込書を 送付	②5月20日までに 利用料金を 納付				③9月末までに 打合せ	追加料金が 発生した場合 請求日の翌日に納付	11月20日 利用開始	

例2：令和6年11月30日に大アリーナをアマスポ・入場料無料で使用する場合

・利用日の2か月前までに打合せを実施し、利用申込書をお渡ししますので、請求金額を利用日の10日前までに振込または総合受付で現金でお支払いください。

なお、10日前までに入金がない場合は、予約を取り消す場合もございます。

## 2 キャンセル時の利用料金の返還額について

**一定期間より前のキャンセルについては、次表のとおり、利用料金の一部を返還します。**

キャンセル時期	6か月前まで	3か月前まで	3か月前の翌日以降
返還額	全額	50%	0%(返還しない)

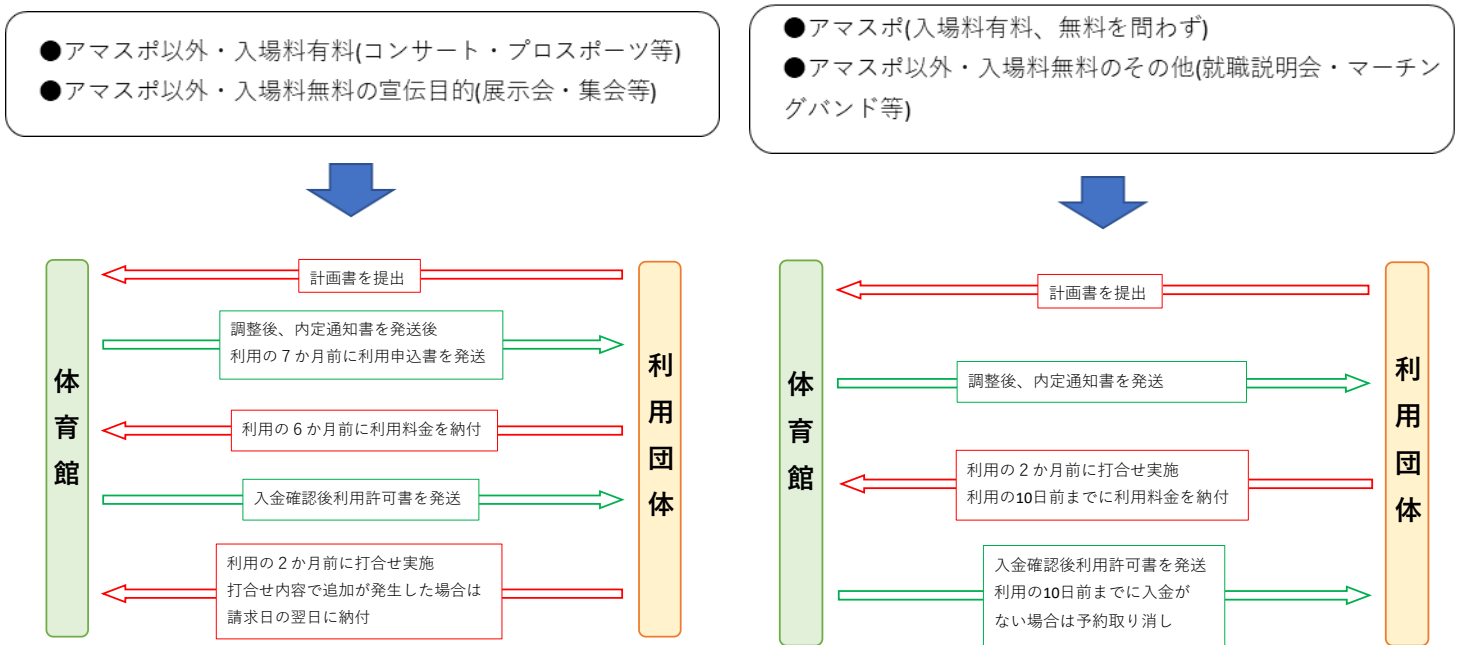
(返還額に10円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。)

※返還には、返還申請書とともに利用許可書を提出していただく必要がありますので、利用許可書は大切に保管してください。

### 3 専用利用の事務処理の流れとキャンセル時期による返還額について

#### (1) 専用利用の事務処理の流れ

専用利用で体育館をご利用の際の事務処理の流れは次のとおりです。利用区分によっては、若干流れが異なりますのでご注意ください。



#### (2) キャンセル時の返還額について

納付済の行事にキャンセルが発生した場合、キャンセル時期によって返還額が異なります。

##### <キャンセル時期の具体例>

利用開始日	利用申込書送付	納付期限	返還額 100% (6 か月前まで)	返還額 50% (3 か月前まで)	返還額 0% (3 か月前の翌日以降)
例1 2024/6/15	内定通知書に同封	2024/1/31*	2024/1/31 ※内定通知書発送時には6か月未満のため	内定通知書受領後 ~2024/3/15	2024/3/16~
例2 2024/7/31	内定通知書に同封	2024/1/31	~2024/1/31	2024/2/1 ~2024/5/1	2024/5/2~
例3 2024/8/31	内定通知書に同封	2024/3/1	~2024/3/1	2024/3/2 ~2024/5/31	2024/6/1~
例4 2024/10/30	2024/3/30	2024/4/30	~2024/4/30	2024/5/1 ~2024/7/30	2024/7/31~

※内定通知書の発送が1月中旬になるため。

注1 キャンセル時期による返還額は、利用区分に関わらず、全ての利用に適用します。

注2 上表の利用申込書送付と納付期限の日付は、大アリーナ・小アリーナ・武道場をアマスポ以外入場料有料、商品宣伝目的で使用する行事のみに適用します。

広島県立総合体育館長